

平成27年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第1号

3月10日（火曜日）

平成27年第1回甘楽町議会定例会会議録第1号

平成27年3月10日（火曜日）

議事日程 第1号

平成27年3月10日（火曜日）午後1時05分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 議案第 7号 平成26年度甘楽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第 8号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 9号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第10号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第11号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 2号 甘楽町公平委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 3号 甘楽町公平委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 4号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第13号 甘楽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第17 議案第14号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第18 議案第15号 甘楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を

定める条例について

- 日程第 19 議案第 16 号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 甘楽町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 18 号 甘楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 19 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 20 号 甘楽町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 21 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 22 号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 23 号 甘楽町指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 24 号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 25 号 甘楽町保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 26 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 27 号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 28 号 甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 29 号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 30 号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 34 議案第 31 号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 32 号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 33 号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定について

- 日程第 37 議案第 34 号 平成 27 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 38 議案第 35 号 平成 27 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 36 号 平成 27 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 37 号 平成 27 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 38 号 平成 27 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 39 号 平成 27 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 43 議案第 40 号 平成 27 年度甘楽町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	石井和子君
総務課長	山田隆史君	企画課長	松沢計作君
健康課長	中野哲也君	住民課長	飯塚章君
振興課長	松本一雄君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	吉田泰志君
農業委員会事務局長	山崎等君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋茂	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

○開会・開議

午後 1 時 0 5 分開会・開議

◇議長（**黨 哲夫君**） 議員の出席が定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回甘楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

甘楽町議会会議規則第 127 条の規定により、議長から次の議員を指名いたします。第 4 番富岡朝男君、第 6 番長岡敬一君の両名といたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長中里芳久君、登壇して報告を願います。

◇議会運営委員長（**中里芳久君**） それでは、報告いたします。議会運営委員会報告。議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

去る 3 月 3 日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期日程等について協議した結果、会期については本日から 18 日までの 9 日間とし、日程については議会速報で配付したとおりであります。

以上であります。この会期・日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、本定例会の会期を本日から 18 日までの 9 日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 18 日までの 9 日間と決定いたしました。

◇

○日程第3 施政方針

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第3、施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 平成27年第1回議会定例会の開会にあたり、お許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

日一日と陽射しが暖かく、明るく感じられ、町のキラッとかんら観光キャンペーンも開始され、春本番が身近に感じられる頃となりました。議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、本定例会が開催できますことに心から厚くお礼を申し上げます。

先程は、吉田議員におかれましては全国町村議会議長会から、群馬県知事から感謝状、**黨議長**並びに山田議員におかれましては、群馬県町村議会議長会から栄えある表彰に浴されまして、誠にめでたうございました。心からお慶び申し上げます。長きに渡る議員活動を通して地方自治の伸展のためにご尽力いただきました賜物であり誠に同慶に堪えません。今後ますますご壮健にして、ご活躍賜りますようご祈念申し上げます次第であります。

さて、ご案内のとおり現在国では、地方の創生を重点課題として首相を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、この課題に取り組んでおります。町におきましても甘楽町版総合戦略を策定、展開すべく先月「キラッとかんら安心のまち創生本部」を設置いたしました。

これまでも甘楽町らしさを活かしたまちづくりを皆様のご協力により進めて参りましたが、今後一層町が持つ魅力や特長を積極的に活用した施策実施に向け取り組みを進めて参りますので、議員各位におかれましても一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、平成27年度各会計の当初予算をはじめ、条例の制定や改正、平成26年度の予算補正、人事案件など極めて重要な議案を多数ご提案申し上げます。真摯なご審議を通じまして、何卒ご理解のうえ、原案どおりご議決、ご同意を賜りますようあらかじめお願い申し上げます次第であります。

これより、上程申し上げます34議案と同意案4件、諮問1件の概要につきまして申し上げますが、各議案等の詳細につきましてはその都度各課長をして説明いたさせますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議案第7号から第11号までは、年度末を控え平成26年度一般会計並びに3特別会計、

水道事業会計における予算を整理し、かつ必要な予算措置のための補正をお願いしたいものであります。一般会計補正の主なものは、地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金と中学校建設に関する経費です。

議案第12号は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更協議であります。

同意第1号から第4号につきましては、任期満了に伴う教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の選任であります。

また、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦であります。

議案第13号から第15号は、条例の制定であります。議案第13号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、甘楽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定したいものであります。議案第14号及び第15号は、介護保険法の改正に伴い、甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、甘楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定したいものであります。

議案第16号から第29号につきましては、条例の一部改正であります。第16号から第18号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例、甘楽町長及び副町長の諸給与支給条例、甘楽町特別職報酬審議会条例を一部改正したいものであります。議案第19号は、人事院規則改正に伴い、甘楽町職員の給与に関する条例を一部改正したいものであります。議案第20号は、行政手続法の改正に伴い、甘楽町行政手続条例を一部改正したいものであります。議案第21号は、介護保険料の改定、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を規定するため、甘楽町介護保険条例を一部改正したいものであります。議案第22号及び第23号は、それぞれ介護保険法の改正に伴い、甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、甘楽町指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を一部改正したいものであります。議案第24号は、高齢者等生活支援・介護予防事業費用負担額を改定するため甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正したいものであります。議案第25号は、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援制度制定に伴い保育料に関する規定を改めるため、甘楽町保育料徴収条例を一部改正したいものであります。議案第26号は、暴力団排除条項の追加及び借換え制度の延長及び緊急支援対策を実施するため、甘楽町小口資

金融資促進条例を一部改正したいものであります。議案第27号は、神明山防災広場を公の施設として規定するため、甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例を一部改正したいものであります。議案第28号は、甘楽町歴史民俗資料館別館整備に伴い甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を一部改正したいものであります。議案第29号は、下水道法施行令改正に伴い、甘楽町下水道条例を一部改正したいものであります。

議案第30号は、農道であった4路線を甘楽町道路線として認定したいものであります。

議案第31号から第33号は、それぞれ甘楽町総合福祉センター、甘楽町地域活動支援センター、甘楽町学童保育所の指定管理者について議会議決を求めるものであります。

次に議案第34号から第40号であります。平成27年度各会計の当初予算であります。議案第34号 平成27年度甘楽町一般会計予算につきまして、その大要を申し上げますとともに、予算編成にあたって、所信の一端を申し上げ、議会及び町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

政府は、アベノミクスの経済効果を全国津々浦々まで浸透させるとして、昨年12月末の臨時閣議で地方の人口減少に歯止めをかける「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。

これにより全国の市町村が27年度中に雇用創出、人口減対策、子育て支援などを基本目標とする地方版総合戦略を策定し、地方市町村が直面している課題への実効性のある取り組みを実施するように国から求められています。

地方創生の第一弾として、国は26年度補正予算により地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を創設し、昨年4月の消費税引上げによる個人消費の落ち込み対策としてプレミアム付商品券の発行や、地方版総合戦略の策定や若年者の就職支援をはじめとする地方創生先行型事業に対する交付金の交付額が決定されたところです。本町でも地域住民生活等緊急支援事業として26年度3月補正予算に計上いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私は、町長に就任以来、まちおこしプランを策定し、議員の皆様をはじめとする住民皆様のご理解、ご協力をいただき、町財政の健全化を図りながら「甘楽町に生まれてよかった、住んでよかった」と思えるまちづくりを進めて参りました。その中でも、町内に子どもたちの元気な声が聞こえる町を目指して、子どもは地域の宝、子どもを育てるなら甘楽町として保育園の充実、放課後児童健全育成事業等を推進して参りました。

子育て支援対策、人口減対策事業として、婚姻・出産記念品、出産祝金、三世代同居世

帯子育て奨励金、幼稚園・保育園の給食費無料化、第3子の幼稚園・保育園保育料の無料化、15歳までの子ども医療費の無料化、妊婦健康診査の充実、不妊治療費助成等の事業を、他の市町村に先駆けて実施して参りました。

また、ご承知のように町内への企業誘致についても積極的に進め、雇用対策も実施してきたところです。

しかし、私が町長に就任した平成16年度末の住民基本台帳人口は14,889人でしたが、27年2月末の人口は13,636人で、この10年で1,253人減少しているという事実があります。

甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」では14,000人の目標人口を掲げて計画を進めていますが、既に14,000人を割り込んでいる状況です。これから策定する甘楽町版総合戦略については、第5次総合計画を踏まえて、人口減対策を中心に、地域の特色を活かした住民に身近な施策を幅広く盛り込みこととなりますが、職員のみならず、議員の皆様、町民の皆様、その他町に関わるすべての皆様の英知を結集して更なる取組を検討して参りたいと考えています。

総合戦略については、議会の皆様には策定段階や効果検証の段階において十分にご審議をお願いいたします。

次に地方財政を取り巻く状況を見ますと、平成27年度地方財政見通しによれば、経済再生の進展により地方税収入が7.1%増加し、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足を解消し、財政の健全化を図るとしています。地方消費税の平年化等により地方税収入が増額し、その分、交付税、臨時財政対策債が減額となる見込みです。また、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るために法定率の見直しを実施されることとなりました。

27年度地方財政対策のポイントは、地方創生に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に1兆円が計上されたこととあります。普通交付税における需要額の算定に当たっては、人口増減率、転入・転出人口比率や若年者就業比率などが基礎数値となり、取り組みの必要度と取り組みの成果により配分されるとされています。また、社会保障の充実についても、消費税の引上げ分を活用して、子ども・子育て支援、医療、介護などを可能な限り実施していくとされています。

本町の財政では、個人町民税は微増を見込みましたが、固定資産の評価替えにより固定

資産税が減額となるため、町税は13億5,749万円で前年度に対し3,210万円、率にして2.3%の減少となる見込みです。地方交付税についても、交付税総額が減少することを踏まえて前年度に対し5,500万円減の15億8,000万円を見込みました。町債では、交付税を補てんする臨時財政対策債で、前年比4,700万円減の1億8,300万円を見込みますが、町債全体では統合中学校建設事業に係る町債を13億4,950万円予定しておりますので、前年度に対し6億7,040万円の大幅増となります。

このような状況を勘案し、平成27年度予算編成に当たりましては、26年度からの継続事業である統合中学校建設事業の予算を確保しつつ、非常に厳しい財政状況を深く認識し、限られた財源を最大限に有効かつ効率的に執行するために、町政の基本理念と基本方針を推進する甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に基づいた重点施策を中心にした予算を編成を行いました。

この結果、平成27年度一般会計当初予算の総額は、75億400万円で、前年度当初予算に比べ24.3%増の過去最高の大型予算となりました。

それでは、予算案の主な概要について申し上げます。

まず、歳入であります。町税は、個人町民税で増収を見込みますが、固定資産の評価替えにより固定資産税が減額となるため、町税全体では減収を見込みます。

地方消費税交付金では、26年4月の消費税率の引上げが平年化しますので、前年比3,400万円、25.0%の増額を見込みました。

普通交付税は、交付税総額が減少することや地方消費税交付金の増額により基準財政収入額が増加しますので、前年対比7,000万円減で計上し、地方交付税全体では前年対比3.4%、5,500万円の減額を見込みました。

国庫支出金は、統合中学校建設事業により対前年比3億187万円の大幅増を計上しました。

財産売払収入では、天引第二工業団地の売却収入を計上しております。

町債は、臨時財政対策債を前年比4,700万円減の1億8,300万円で計上しましたが、統合中学校建設関連で学校教育施設等整備事業債を13億4,950万円計上しましたので、町債全体では対前年比6億7,040万円の大幅増を見込みます。

また、基金からの繰入金については、統合中学建設事業に学校建築基金繰入金を4億円計上したほか、地域福祉基金繰入金を1,500万円、長岡今朝吉福祉基金繰入金を850万円、夏祭りの花火大会と中学校楽器購入費にふるさとづくり基金繰入金を640万円、

スクールバス購入費に柴田教育基金繰入金を786万円計上し、財源を確保するため財政調整基金を2億8,370万円見込みました。

次に歳出における施策の概要についてご説明申し上げます。

まず、住民・福祉・医療対策であります。

甘楽町への定住を促進するまちづくり定住応援金については既に平成22年度から実施しておりますが、今後は総合戦略に盛り込み、土地開発公社の住宅団地分譲等と合わせて、更なる定住化促進を図りたいと存じます。

税負担の公平性については、町民の皆さんの関心が高いため、口座振替者の増加対策や、滞納者の調査・訪問等により収納率の向上、収入未済額の圧縮に取り組みます。

少子高齢化社会では、地域福祉の充実が重要な課題であります。子育て支援等におきましては、児童手当や出産祝金支給の他、三世代同居世帯子育て奨励金を計上しました。また、子育て支援対策は地方創生総合戦略の核となるものですので、総合戦略策定においても十分に検討して参ります。

高齢者福祉では、生きがい対策としてのシルバー人材センター運営事業は、高齢者に雇用の機会を提供することにより順調な事業展開がなされております。

在宅福祉及び施設福祉では、介護保険の対象とならない高齢者のために、緊急通報装置貸与事業等を実施します。また、住宅改造補修や介護者用車両購入費の補助、養護老人ホームへの適正な入所措置を実施いたします。

福祉医療では、引き続き中学校卒業までの入院・通院について子ども医療費の無料化を継続します。

障害者福祉では、権限移譲等により、予算規模が大きくなっておりますが、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等の取り組みにより、障害者福祉の円滑な推進を図ります。新規事業では、富岡甘楽地区重症心身障害者通所支援施設整備負担金を計上しました。

児童福祉では、子どもは地域の宝であり、子どもを育てるなら甘楽町の一環として、低年齢児の受入拡大や一時保育の拡大など保育環境の一層の充実を図り、保護者がより働きやすい環境を作ります。第3子以降の保育料無料化については、無料化の条件を撤廃いたします。また、放課後児童健全育成事業については、昨年の夏以降、対象者を小学校低学年としていたものを高学年まで拡大し、子育て支援を充実させています。

予防接種事業では、高齢者インフルエンザ予防接種委託をはじめ、肺炎球菌ワクチン接

種、H i b（ヒブ）ワクチン接種、おたふく風邪・水痘接種委託などを行い、町民の健康を守ります。

保健事業では、町民誰もが生涯を通じて心身ともに健康で、心豊かに生活していただくための諸事業を実施します。保健・医療・福祉と社会教育との連携により、健康の保持・増進を基本とし、「健康かんら21（第2次）」計画に基づき、総合的な事業を引き続き推進していく所存であります。現在の保健センターは老朽化が進み、駐車場も不足しておりますので、総合福祉センターの大規模改修により、現在の高齢者福祉施設の機能に保健センター、子育て支援、世代間交流の場としての機能も併せ持つ、町民の健康づくりの拠点となる、総合的な保健センターの建設を目指して実施設計費を予算計上いたしました。

母子保健事業では、健康維持を目的とした妊婦健診や妊婦歯科健診の公費負担の充実を図るとともに、乳幼児の健康を守るため各成長期の健康診査を実施します。不妊治療費の助成については申請者が増加していることから、助成額の上限を15万円から30万円に増額いたします。今後も引き続いて、安心して出産できる環境を整え、健康な子どもの出生を支援します。

健康づくり推進事業では、生活習慣病やガンを早期に発見するとともに、健康増進への意識向上を促すために、健康祭などの各種事業を実施いたします。また、本年もキラッとかんら観光キャンペーンの一環として、健康づくりを主眼に第4回甘楽さくらウオークを予定しております。

また、昨年に引き続き、低所得者に対する暫定的・臨時的措置として臨時福祉給付金を、子育て世帯へ子育て世帯臨時給付金をそれぞれ交付いたします。

次に環境保全対策であります。

ごみ処理については、町民の皆さんのごみ処理に対してのご理解により、燃えるごみの減量化を図っておりますが、昨年の夏から燃えるごみの収集を週2回実施していることもあり、ごみの収集量は増加しております。分別収集を更に推進してごみの減量化を進めて参りますので、町民の皆さんの更なるご協力をお願いしたいと存じます。また、引き続き電動式生ごみ処理器などの設置補助制度による家庭ゴミの減量・リサイクルのより一層の推進を図るとともに、住宅用太陽光発電設備設置補助制度についても実施いたします。

また、水質保全対策として、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進します。

次に産業の振興であります。

まず、農業につきましては、地域の創意工夫や自主性を活かした取り組みを総合的に支

援し、町の産地強化や農産物のブランド化を図り、道の駅甘楽を拠点に農産物販売活動を支援します。また、新規就農者に対して情報提供に努め、就農支援補助金を交付します。

地方創生においても、若者に魅力ある農業を掲げ、新規就農者への総合的な支援対策については、農業振興・観光振興対策とともに総合戦略に組み込んでいきたいと考えております。

林業では、作業道整備事業を実施いたします。また、26年度から創設された「ぐんま緑の県民税」を活用した事業では、林道稲含線南斜面の杉林整備作業、紅葉山、琴平山周辺の整備を予定しております。

商工振興事業では、産業文化祭を各種団体の協力を得て開催し、町の商工業の発展に努めます。また、引き続き、新商品研究開発支援補助金を計上し、町の発展に寄与する商品の積極的な開発を促します。

また、中小企業支援対策として小口融資資金の利子補給率の引上げを継続し、町内企業の経営基盤の安定化、経営拡大を推進いたします。

観光整備では、昨年、道の駅甘楽がリニューアルオープン、甘楽ふるさと館「もみじの間」も完成し、多くの観光客の皆様にご利用いただいています。「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録され、ヨコオデイリーフーズのこんにやくパークも連日賑わいを見せており、これらの施設を訪れる観光客を町観光施設へ更に誘導していくために、駐車場整備等の観光用施設の整備を進めます。

また、昨年誕生した甘楽町イメージキャラクター「かんらちゃん」を活用して、甘楽町の周知を進め、「名水流れる織田宗家ゆかりの城下町」として観光PRに努めていきたいと考えています。

観光イベントとしましては、本年もキラッとかんら観光キャンペーンを実施して誘客に努めます。3月から5月まで、甘楽町の一番輝く季節に、さくら祭り武者行列、さくらマラソン大会、さくらウオーク等のイベントを開催します。その他、JR主催の「駅からハイク」など他の関係機関とも連携し、甘楽町の魅力を広く発信して行きたいと考えています。

消費生活対策としては、甘楽町消費生活センターの活用を図り、町民の相談に答えるとともに、消費トラブル対策等の啓発活動に努めます。

次に、道路・公園等の社会資本整備であります。

町道につきましては、町道西梅ノ木平・西荻線道路法面改修工事、町道天神北金井1号

線道路新設工事費、町道下小塚18号・15号線舗装工事、福島5号線道路改良工事、福島及び金井の踏切閉鎖に伴う町道新設工事費を計上しました。また、スマートインターの調査委託料を計上し、甘楽パーキングのスマートインター化を引き続き積極的に推進します。

道路維持修繕事業では、道路修繕料、道路舗装補修工事、維持補修用原材料などの道路維持補修に係る予算を計上しました。

橋梁維持補修事業では、平成24年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき枇杷の沢橋、下之宿橋の橋梁補修事業を実施する予定です。

農林道では、県営事業による広域基幹林道の整備を引き続き進め、林道入山線舗装工事、各林道の維持補修工事を実施します。

土地改良事業では、向井、菜園、下引田地区の用水路改修工事を実施する他、田口地区農業用水路改修工事を実施します。

町営住宅管理では、老朽化した住宅の修繕や建物除去を実施し、住宅の適正な管理に努めます。

都市計画では、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画に基づく事業を推進します。歴史的風致形成建造物である松浦氏屋敷の保存修理工事費の他、小幡公園修景施設整備工事費、土地・家屋購入費を計上しました。また、伝統的建造物群指定に向けた経費では、歴史的まちなみ調査業務委託料を計上しました。

次に、消防防災対策であります。

消防施設等の整備としては、計画的な整備を実施しているところですが、27年度も耐震性貯水槽1基の設置を予定しています。また、防災対策として防災無線、防災メール配信システムの定期点検、保守委託料の他、新規に衛星携帯電話の導入経費、デジタル無線受令機の購入費を計上しました。

次に、教育関係であります。

27年度当初予算は、統合中学校の建設事業に多額の予算が計上されているため、教育費が予算総額の41%を占めています。

学校教育では、教育施設の整備を図るとともに、町単独で情報教育補助教員や学校支援員、障害を持つ児童のために特別支援教育支援員を配置して、教育環境の充実に努めます。また、心の教育相談員についても中学校2校に配置し、いじめのみならず、中学生の様々な悩みについて相談を受け、問題の解決を図ります。

更に、27年度は、学校教育に関する専門的な事項や学校運営について指導する指導主事を学校教育課に配置し、教職員の資質向上を図るとともに町の将来を担う子どもたちの学力向上、健全な育成に努めます。

英語教育や国際化教育の推進については、引き続き幼・小・中学校にALT2名を派遣します。

各学校建物の維持管理につきましては、屋上防水修繕や教室の床修繕等の修繕経費を計上しております。

統合中学校建設事業は、2カ年継続事業の最終年度となります。当初の計画では2年目の事業費は総事業費の60%を見込んでいましたが、26年度の事業執行率が30%に減少しましたので、27年度は70%の事業費となります。統合中学校の建設は、町発足以来の大型事業です。私にとっても非常に思い入れのある事業ですが、子どもたちに最適な教育環境を実現できるとともに、町民全員が誇りを持てる中学校を作り上げたいと考えています。

生涯学習については、生きがいくくり・交流の輪づくりであり、町民の皆さんが自主的に生涯を通して学習できる環境整備を進めます。多くの町民の方が参加できるように、要望に沿った魅力ある講座・教室を計画していきたいと考えています。

文化会館事業では、今年度も楽山園において能の名手織田信雄ゆかりの薪能を行う他、コンサートや映画の上映を予定しております。また、文化会館建設後20年を経過しましたので、大規模改修に係る調査委託料を計上いたしました。

社会体育では、さくらマラソン・元旦駅伝の充実を図り、グラウンドゴルフ大会・町民体育大会などを実施し、スポーツを通じて健康づくりや地域の活性化、世代間交流を推進します。

青少年育成では、放課後子ども教室として、小学校の空教室を利用して放課後に安全で健やかな居場所づくりや、学校、家庭、地域との連携による青少年の健全育成を推進いたします。

国指定名勝「楽山園」は開園4年目を迎えました。年間入園者を63,550人、うち有料入園者数を44,550人と想定し、維持管理につきましては、楽山園保存管理計画に沿って実施いたします。今年も様々なイベントにより集客に努めますが、小幡藩立藩400周年記念の節目の年ですので、「將軍献上寒中挽拔蕎麦奉納祭」を実施し、甘楽町の歴史の再認識を図ります。

次に幹線交通対策ですが、26年4月から本格運行を開始いたしましたデマンドタクシー「愛のりくん」は、当初の想定を上回る皆様に利用していただき、好評を得ております。昨年4月から27年1月までの10か月間の利用人数は7,982人で、平成24年度の乗合タクシー1年間の利用人数6,850人を既に上回っており、経費も節減されています。今後もより多くの皆様に利用していただけるように努めて参ります。

国際交流では、ハルビン市との相互交流事業を推進いたします。本年度は、第8次中学生研修団を派遣するとともに、第9次ハルビン市中学生研修団受入事業を計画しています。また、チェルタルド市との交流では、第12次チェルタルド市使節団の受入を予定しております。

情報政策では、行政事務の電算化や地域行政システムによる効率的な電子化を推進するとともに、ソフトウェア・ハードウェアの保守、更新により事務の効率化と住民サービスの向上を図っていきます。現在、国がいわゆる「マイナンバー制度」の導入を進めておりますが、それに伴い住民基本台帳システムや社会保障システム等の関係システムの構築・改修について、26年度に引き続き実施いたします。また、平成28年1月から個人番号の利用と個人番号カードの交付が開始されることとなりますが、それに先立ち、今年の10月から個人番号が国民全員に通知される予定となっておりますので、マイナンバー制度について町民の皆様に周知していく必要があります。

この他、ボランティア活動支援助成金、フラワープラン、花の種銀行に係る経費等を計上し、ボランティアでまちづくりに貢献する団体に対して引き続き活動費を助成いたします。

以上が一般会計についての概要です。27年度当初予算は統合中学校建設事業に多くの経費が必要となったため、財政調整基金を2年連続で2億円以上繰入れることとなりました。基金残高、町債残高は平成17年当時と同等程度となる見込みですので、厳しい財政状況となりますが、将来を担う子どもたちへの投資ですのでご理解をいただきたいと存じます。今後は、実施事業の取捨選択や経常経費のより一層の圧縮を進め、必要な予算は確保しながら健全な財政運営に努めていく所存であります。

引き続きまして、特別会計について申し上げます。

議案第35号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、総額18億3,800万円、前年に比べて2億900万円、12.8%の増額予算となります。

歳出の主な増額要因は、国民健康保険法の改正により保険財政共同安定化事業費が増額したことによるものであり、歳入では前期高齢者交付金、共同事業交付金が増額します。

国保事業については、都道府県への移行が予定されていますが、事業の安定化に意を注ぎ、保健事業とも連携し最善の努力をしていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議案第36号 平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計予算につきましては、総額10億8,100万円となり前年に比べ3,370万円、3.2%の増額予算となります。

27年度から第6期介護保険事業計画が始まります。第6期計画では、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、所得段階を6段階から9段階に細分化します。また、介護保険制度の改正に伴い、費用負担の公平化を図るため、低所得者の保険料軽減を拡充し、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。高齢者の増加により保険給付費の増額は避けられませんが、予防事業の充実により介護保険制度の円滑な運営に努めますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議案第37号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額1億4,790万円、前年に比べ610万円、4.3%の増額予算となります。

善慶寺国峰地区、城南上野地区、天引地区の維持管理経費の他、排水処理施設の更新及び改造に係る設計委託料を計上しました。未接続者につきましては、使用料の増額を図るため早期の接続を図って参ります。

議案第38号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算につきましては、総額5億5,230万円、前年に比べ2,320万円、4.0%の減額予算となります。

特定環境保全公共下水道整備事業では、管渠布設工事費として白倉1号幹線、白倉研修センター周辺の開削工、新天神橋推進工を計上するとともに、26年度工事実施箇所の舗装復旧工事費を計上しました。

議案第39号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額1億2,650万円、前年に比べ、30万円、0.2%の増額予算となります。主な要因は、広域連合納付金の増額によるものです。

議案第40号 平成27年度甘楽町水道事業会計予算につきましては、収益的収入は、2億5,790万円、収益的支出は、2億3,950万円を計上しました。

資本的収入は2億297万円、資本的支出は3億5,745万8,000円で、支出額に対して不足する額は、1億5,448万8,000円となり、過年度分損益勘定留保資

金等で補填いたします。

収益的事業の内容としましては、構築物減価償却費が増額となりますが、その他は安全で安心して飲める水道水の安定供給を行うため、ほぼ例年並みの予算を計上いたしました。

資本的事業では、公共下水道事業に伴う白倉地区水道管布設替工事や舗装復旧工事、白倉浄水場系高区配水池築造工事等 2 億 7, 6 9 4 万円の工事請負費を計上しました。

以上、平成 2 7 年第 1 回甘楽町議会開催にあたり、町政推進にあたって、私の所信の一端を申し上げるとともに、議案の大要について、ご説明させていただきました。

本町財政は、今後も予断を許さない状況に変わりはありませんが、住民福祉の向上を最優先として、町民の皆さんと共にこれからの行政運営を進めていく所存であります。

甘楽町は、様々な可能性を持った町だと考えております。今後も様々な「町の財産」を磨き上げるとともに、これらを一層活用し、「夢」のある町、「にぎわい」のある町、そして小さくともキラッと輝き町民の皆さんが等しく安心して暮らせる町の実現に向かって、誠心誠意、町政執行にあたって参りたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、町民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げ、平成 2 7 年度予算案提案にあたっての所信とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 施政方針が終わりました。

○日程第 4 請願の委員会付託

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 4、請願の委員会付託を行います。

お手元に配付の文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会は、本定例会の会期中にご審議の上、報告を願います。

○日程第 5 議案第 7 号 平成 2 6 年度甘楽町一般会計補正予算（第 4 号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 5、議案第 7 号 平成 2 6 年度甘楽町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**松沢計作君**） それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 7 号 平成 2 6 年度甘楽町一般会計補正予算（第 4 号）。平成 2 6 年度甘楽町一般会計

補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,100万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。債務負担行為の補正。第3条 債務負担行為の追加、廃止、変更は「第3表 債務負担行為の補正」による。地方債の補正。第4条、地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額をお願いいたします。歳入。1款町税929万円。10款地方交付税、減額8,105万5,000円。13款使用料及び手数料454万8,000円。14款国庫支出金1億1,440万5,000円。15款県支出金、減額3億1,973万7,000円。16款財産収入2万4,000円。17款寄附金298万8,000円。18款繰入金、減額2億1,834万6,000円。19款繰越金1,649万5,000円。20款諸収入、減額171万2,000円。21款町債3億5,460万円。歳入合計、補正前の額71億950万円、補正額、減額1億1,850万円、計69億9,100万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。2款総務費1億2,759万6,000円。3款民生費、減額3,472万3,000円。4款衛生費、減額40万3,000円。6款農林水産業費、減額3億8,559万7,000円。7款商工費、減額90万9,000円。8款土木費、減額1,349万4,000円。9款消防費、減額606万1,000円。10款教育費1億9,509万1,000円。歳出合計、補正前の額71億950万円、補正額、減額1億1,850万円、計69億9,100万円。

6ページ7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費。款、項、事業名、金額をお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、プレミアム付商品券発行事業、2,485万7,000円。2款総務費、1項総務管理費、地方創生先行型交付金活用事業、2,823万円。6款農林水産業費、1項農地費、農業災害支援事業、4億3,153万3,000円。10款教育費、3項中学校費、学校給食センター建設事業、6億9,591万3,000円。

第3表、債務負担行為補正。追加。事項、甘楽郡土地開発公社甘楽町支所が天引第2工

業団地造成事業に係る借入金及び利子に対する債務保証。期間、平成26年度から債務完了年度まで。限度額2億8,000万円に約定利息を加えた額。廃止。事項、学校給食センター建設事業。期間、平成27年度まで。限度額4億3,537万8,000円。変更。事項、新設統合中学校校舎建設事業。補正前、期間、平成27年度まで。限度額9億275万1,000円。補正後、期間変更なし。限度額10億245万6,000円。事項、新設統合中学校体育館建設事業（武道場併設）。補正前、期間、平成27年度まで。限度額4億2,184万8,000円。補正後、期間変更なし。限度額5億2,670万4,000円。

第4表、地方債補正。変更。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でお願いいたします。一般公共事業 広域基幹林道整備事業、670万円、630万円。防災基盤整備事業、370万円、ゼロ円。新設統合中学校校舎建設事業、2億2,720万円、2億1,620万円。新設統合中学校体育館建設事業（武道場併設）、1億9,450万円、1億4,270万円。学校給食センター建設事業、2億1,280万円、6億3,430万円。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案説明が終わりました。

本件につきましては、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 議案第8号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第6、議案第8号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 補正予算書の52ページをお願いいたします。議案第8号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予

算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ677万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,400万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。款と補正額でお願いいたします。歳入。1款国民健康保険税、減額1,109万2,000円。3款国庫支出金、減額439万5,000円。4款療養給付費等交付金、減額1,712万6,000円。5款前期高齢者交付金、減額14万3,000円。6款県支出金、減額2576万円。7款共同事業交付金2,703万4,000円。10款繰入金209万1,000円。11款繰越金3,616万1,000円。歳入合計、補正前の額16億2,723万円、補正額677万円、計16億3,400万円。

歳出。1款総務費64万7,000円。2款保険給付費、減額262万円。7款共同事業拠出金、減額848万1,000円。11款諸支出金1,722万4,000円。歳出合計、補正前の額16億2,723万円、補正額677万円、計16億3,400万円。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案説明が終わりました。

本件につきましても、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第7 議案第9号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第7、議案第9号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 69ページをお願いいたします。議案第9号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,381万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原 荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額でお願いいたします。歳入。1款使用料及び手数料、減額65万5,000円。4款諸収入、減額37万円。歳入合計。補正前の額1億4,484万4,000円。補正額、減額102万5,000円。計1億4,381万9,000円。

歳出。1款農業集落排水事業費、減額102万5,000円。歳出合計。補正前の額1億4,484万4,000円。補正額、減額102万5,000円。計1億4,381万9,000円。

以上でございます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 提案者の説明が終わりました。

本件につきましても、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第8 議案第10号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第8、議案第10号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 80ページをお願いいたします。議案第10号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ740万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,498万4,000円とする。第2項、歳入

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正。第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額でお願いいたします。歳入。1款分担金及び負担金676万1,000円。4款繰入金、減額546万9,000円。7款町債、減額870万円。歳入合計。補正前の額6億4,239万2,000円。補正額、減額740万8,000円。計6億3,498万4,000円。

歳出。1款公共下水道費、減額740万8,000円。歳出合計。補正前の額6億4,239万2,000円。補正額、減額740万8,000円。計6億3,498万4,000円。

次のページをお願いいたします。第2表、地方債補正。変更。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順で申し上げます。流域下水道整備事業、820万円を470万円に、特定環境保全公共下水道整備事業、1億6,340万円を1億5,820万円にしたいものです。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案者説明が終わりました。

本件につきましても、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第11号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第9、議案第11号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 97ページをお願いいたします。議案第11号 平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）。第1条、平成26年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、平成26年度甘楽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり

補正する。科目と補正予定額で説明いたします。収入。第1款上水道事業収益、減額40万円。第2款簡易水道事業収益、減額190万円。収入合計。既決予定額2億6,450万円。補正予定額、減額230万円。計2億6,220万円。支出。第1款上水道事業費用512万1,000円。第2款簡易水道事業費用15万4,000円。支出合計。既決予定額2億2,913万1,000円。補正予定額527万5,000円。計2億3,440万6,000円。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」3億2,081万円を3億1,981万6,000円に改め、「過年度分損益勘定保留資金」2億8,493万5,000円を2億8,394万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入。第1款資本的収入。既決予定額、2億5,451万円。補正予定額、9万3,000円。計2億5,460万3,000円。支出。第1款資本的支出。既決予定額5億7,532万円。補正予定額、減額90万1,000円。計5億7,441万9,000円。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 提案者の説明が終わりました。

本件につきましても、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第10 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第10、議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（**山田隆史君**） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定

により、議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏振興整備組合（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）が平成27年3月31日限りで解散（任意解散）するため。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案者の説明が終わりました。

本件につきましても、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第11 同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第11、同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 議案書の3ページをお願いいたします。同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について。下記の者を甘楽町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字白倉■■■■■■■■■■。氏名、下山明美。生年月日、昭和■■■■■■■■■■日。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町教育委員会委員野口英明氏が、平成27年5月11日をもって任期満了となるため。下山さんの経歴書については、4ページに記載のとおりであります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◇

○日程第12 同意第2号 甘楽町公平委員会委員の選任について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第12、同意第2号 甘楽町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 議案書の5ページをお願いいたします。同意第2号 甘楽町公平

委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字天引[]番地。氏名、小柏政美。生年月日、昭和[]日。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町公平委員会委員小柏政美氏が、平成27年5月11日をもって任期満了となるため。小柏さんの経歴書については、6ページに記載のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。



○日程第13 同意第3号 甘楽町公平委員会委員の選任について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第13、同意第3号 甘楽町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 議案書の7ページをお願いいたします。同意第3号 甘楽町公平委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字福島[]。氏名、広沢巧治。生年月日、昭和[]日。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町公平委員会委員広沢巧治氏が、平成27年6月5日をもって任期満了となるため。広沢さんの経歴書については、8ページに記載のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。



○日程第14 同意第4号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第14、同意第4号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 議案書の9ページをお願いいたします。同意第4号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字秋畑[]番地。氏名、中野惣一。生年月日、昭和[]日。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町固定資産評価審

査委員会委員新井榮法氏が、平成27年4月5日をもって任期満了となるため。中野さんの経歴書については、10ページに記載のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。



○日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 議案書の11ページをお願いいたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、町議会の意見を求める。記。住所、甘楽町大字造石[REDACTED]。氏名、松本悟美。生年月日、昭和[REDACTED]日。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、新たに人権擁護委員を法務大臣に推薦するため。松本さんの経歴書については、12ページに記載のとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。



○日程第16 議案第13号 甘楽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第16、議案第13号 甘楽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（**山田隆史君**） 13ページをお願いします。議案第13号 甘楽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務専念義務の特例を定めるため。

以上でございます。よろしく願いいたします。



○日程第17 議案第14号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第17、議案第14号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 15ページをお願いします。議案第14号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援に関する基準等を定めるため。

以上でございます。



○日程第18 議案第15号 甘楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第18、議案第15号 甘楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 29ページをお願いします。議案第15号 甘楽町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、介護保険法の一部改正に伴い、甘楽町地域包括支援センター職員に関する基準等を定めるため。

以上でございます。



○日程第19 議案第16号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第19、議案第16号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（山田隆史君） 32ページをお願いします。議案第16号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による改正のためでございます。

よろしく願いいたします。



○日程第20 議案第17号 甘楽町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（黛 哲夫君） 日程第20、議案第17号 甘楽町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（山田隆史君） 34ページをお願いします。議案第17号 甘楽町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による改正のためでございます。

よろしく願いいたします。



○日程第21 議案第18号 甘楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

◇議長（黛 哲夫君） 日程第21、議案第18号 甘楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（山田隆史君） 36ページをお願いします。議案第18号 甘楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による改正のためでございます。

よろしく願いいたします。

◇

○日程第 2 2 議案第 1 9 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第 2 2、議案第 1 9 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（**山田隆史君**） 3 8 ページをお願いします。議案第 1 9 号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成 2 7 年 3 月 1 0 日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、人事院規則の一部改正に伴う改正のためでございます。

よろしく願いいたします。

◇

○日程第 2 3 議案第 2 0 号 甘楽町行政手続条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第 2 3、議案第 2 0 号 甘楽町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（**山田隆史君**） 4 0 ページをお願いします。議案第 2 0 号 甘楽町行政手続条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成 2 7 年 3 月 1 0 日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、行政手続法の一部改正に伴う改正のためでございます。

よろしく願いいたします。

◇

○日程第 2 4 議案第 2 1 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第 2 4、議案第 2 1 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 4 3 ページをお願いします。議案第 2 1 号 甘楽町介護保険

条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、介護保険料及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を規定するため。

以上でございます。

◇

○日程第25 議案第22号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第25、議案第22号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 46ページをお願いします。議案第22号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、介護保険法の一部改正に伴う改正のため。

以上でございます。

◇

○日程第26 議案第23号 甘楽町指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第26、議案第23号 甘楽町指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 53ページをお願いします。議案第23号 甘楽町指定地域

密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、介護保険法の一部改正に伴う改正のため。

以上でございます。

◇

○日程第27 議案第24号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第27、議案第24号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 57ページをお願いします。議案第24号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、高齢者等生活支援・介護予防事業費用負担額を改定するため。

以上でございます。

◇

○日程第28 議案第25号 甘楽町保育料徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第28、議案第25号 甘楽町保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 59ページをお願いします。議案第25号 甘楽町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援制度制定に伴い、保育料に関する規定を定めるため。

以上でございます。

◇

○日程第29 議案第26号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

て

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第29、議案第26号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 61ページをお願いします。議案第26号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、暴力団排除条項の追加及び群馬県の借換制度に併せて継続実施等を行うため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第30 議案第27号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第30、議案第27号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 63ページをお願いします。議案第27号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町公の施設として神明山防災広場を規定するため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第31 議案第28号 甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第31、議案第28号 甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

社会教育課長。

◇社会教育課長（**吉田泰志君**） 65ページをお願いします。議案第28号 甘楽町歴史

民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、甘楽町歴史民俗資料館別館（通称 有賀茶店）を規定するため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第32 議案第29号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第32、議案第29号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 67ページをお願いします。議案第29号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由、下水道法施行令の一部改正に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第33 議案第30号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第33、議案第30号 甘楽町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 69ページをお願いします。議案第30号 甘楽町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、甘楽町道路線を下記のとおり認定する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。記。認定する路線。路線名、起点、終点、重要な経過地、整理番号順でお願いいたします。八反田・金仏2号線、白倉字八反田549番地1から、白倉字金仏590番地まで、無し、6553。白倉大竹2号線、白倉字大竹583番地から、白倉字大竹572番地1まで、無し、6554。金仏4号線、白倉字金仏586番地から、白倉字金仏611番地5まで、無し、6555。金仏5号線、白倉字金仏588番地から、白倉字金仏597番地まで、無し、6556。提案理由、周辺地域の住宅地化により、農道として管理していた路線を町道管理するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇

○日程第34 議案第31号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第34、議案第31号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 71ページをお願いします。議案第31号 甘楽町総合福祉センターの指定管理者の指定について。甘楽町総合福祉センターの指定管理者を甘楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき下記のとおり指定する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原莊一。記。1、施設の名称、甘楽町総合福祉センター。2、施設の所在地、甘楽町大字白倉1395番地1。3、指定管理者、名称、社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会、代表者氏名、会長江原宏。4、指定期間、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。提案理由、町民の福祉の増進を図るため。

以上でございます。

◇

○日程第35 議案第32号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第35、議案第32号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 72ページをお願いします。議案第32号 甘楽町地域活動支援センターの指定管理者の指定について。甘楽町地域活動支援センターの指定管理者を甘楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき下記のとおり指定する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原莊一。記。1、施設の名称、甘楽町地域活動支援センター。2、施設の所在地、甘楽町大字小幡699番地。3、指定管理者、名称、社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会、代表者氏名、会長江原宏。4、指定期間、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。提案理由、障害者の福祉の向上を図るため。

以上でございます。

◇

○日程第36 議案第33号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第36、議案第33号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 73ページをお願いします。議案第33号 甘楽町学童保育所の指定管理者の指定について。甘楽町学童保育所の指定管理者を甘楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき下記のとおり指定する。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。記。1、施設の名称、甘楽町学童保育所。2、施設の所在地、甘楽町大字小幡820番地。3、指定管理者、名称、社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会、代表者氏名、会長江原宏。4、指定期間、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。提案理由、学童の健全育成と保育の充実を図るため。

以上でございます。

◇

○日程第37 議案第34号 平成27年度甘楽町一般会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第37、議案第34号 平成27年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**松沢計作君**） それでは、別冊の予算書をお願いします。それでは、1ページをお願いします。議案第34号 平成27年度甘楽町一般会計予算。平成27年度甘楽町一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億400万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。歳出予算の流

用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原莊一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。1款町税13億5,748万7,000円。2款地方譲与税6,400万円。3款利子割交付金200万円。4款配当割交付金390万円。5款株式等譲渡所得割交付金620万円。6款地方消費税交付金1億7,000万円。7款ゴルフ場利用税交付金3,800万円。8款自動車取得税交付金900万円。9款地方特例交付金600万円。10款地方交付税15億8,000万円。11款交通安全対策特別交付金130万円。12款分担金及び負担金355万6,000円。13款使用料及び手数料1億8,593万5,000円。14款国庫支出金10億1,765万6,000円。15款県支出金3億64万7,000円。16款財産収入2億7,921万1,000円。17款寄附金110万1,000円。18款繰入金7億2,145万8,000円。19款繰越金9,000万円。20款諸収入1億1,594万9,000円。21款町債15億5,060万円。歳入合計75億400万円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款議会費8,353万9,000円。2款総務費9億3,916万4,000円。3款民生費12億4,333万5,000円。4款衛生費4億916万2,000円。5款労働費501万5,000円。6款農林水産業費3億4,380万8,000円。7款商工費9,302万5,000円。8款土木費6億3,688万1,000円。9款消防費2億4,905万9,000円。10款教育費30億7,349万9,000円。11款災害復旧費1万1,000円。12款公債費4億1,750万2,000円。13款予備費1,000万円。歳出合計75億400万円。

次のページをお願いいたします。第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額でお願いいたします。甘楽町総合福祉センター管理運営（指定管理者に行わせるもの）、平成28年度まで、2,963万円。甘楽町地域活動支援センター管理運営（指定管理者に行わせるもの）、平成28年度まで、533万2,000円。甘楽町学童保育所管理運営（指定管理者に行わせるもの）、平成28年度まで、277万1,000円。甘楽町固定資産税土地評価業務委託事業、平成28年度から平成29年度まで、1,600万円。第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でお願いいたします。臨時

財政対策、1億8,300万円、証書借入または証券発行、年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができる。なお以下の起債の方法、利率、償還の方法は同様ですので省略をさせていただきます。一般公共事業広域基幹林道整備事業、1,440万円。防災基盤整備事業、370万円。新設統合中学校校舎建設事業、5億460万円。新設統合中学校体育館建設事業（武道場併設）、3億3,330万円。学校給食センター建設事業、5億1,160万円。合計15億5,060万円。

以上でございます。



○日程第38 議案第35号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第38、議案第35号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 226ページをお願いいたします。議案第35号 平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算。平成27年度甘楽町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,800万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。第1款国民健康保険税4億3,100万6,000円。2款使用料及び手数料1,000円。3款国庫支出金3億5,329万6,000円。4款療養給付費等交付金7,558万円。5款前期高齢者交付金3億6,937万2,000円。6款県支出金1億341万2,000円。7款共同事業交付金4億711万8,000円。8款財産収入4万9,000円。9款寄附金1,000円。10款繰入金9,722万2,000円。11款繰越金1,000円。12款諸収入94万2,000円。歳入合計18億3,800

0万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費598万3,000円。2款保険給付費10億9,048万8,000円。3款後期高齢者支援金等2億1,238万9,000円。4款前期高齢者納付金等12万5,000円。5款老人保健拠出金1万8,000円。6款介護納付金8,629万2,000円。7款共同事業拠出金4億712万円。8款保健事業費2,603万8,000円。9款基金積立金5万円。10款公債費10万1,000円。11款諸支出金239万6,000円。12款予備費700万円。歳出合計18億3,800万円。

以上でございます。

◇

○日程第39 議案第36号 平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第39、議案第36号 平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 259ページをお願いいたします。議案第36号 平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計予算。平成27年度甘楽町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,100万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。第1款保険料2億370万4,000円。2款分担金及び負担金83万円。3款国庫支出金2億6,352万8,000円。4款支払基金交付金2億9,257万4,000円。5款県支出金1億5,752万円。6款財産収入2万1,000円。7款寄附金1,000円。8款繰入金1億6,269万3,000円。9款諸収入2万8,000円。10款繰越金10万円。11款町債1,000円。歳入合計10億8,100万円。

歳出。1款総務費896万2,000円。2款保険給付費10億3,735万8,000円。4款地域支援事業費3,345万5,000円。5款基金積立金2万1,000

円。6款公債費10万円。7款諸支出金10万4,000円。8款予備費100万円。歳出合計10億8,100万円。

以上でございます。



○日程第40 議案第37号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第40、議案第37号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 296ページをお願いいたします。議案第37号 平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算。平成27年度甘楽町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,790万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。1款使用料及び手数料3,255万8,000円。2款繰入金1億893万1,000円。3款繰越金50万円。4款諸収入111万1,000円。5款県支出金480万円。歳入合計1億4,790万円。

歳出。1款農業集落排水事業費5,360万7,000円。2款公債費9,379万3,000円。3款予備費50万円。歳出合計1億4,790万円。

以上でございます。



○日程第41 議案第38号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第41、議案第38号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 327ページをお願いいたします。議案第38号 平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算。平成27年度甘楽町公共下水道事業特別会計

の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,230万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。1款分担金及び負担金1,925万円。2款使用料及び手数料8,641万4,000円。3款国庫支出金1億500万円。4款繰入金2億2,212万9,000円。5款繰越金50万円。6款諸収入7,000円。7款町債1億1,870万円。8款県支出金30万円。歳入合計5億5,230万円。

歳出。1款公共下水道費3億4,145万円。2款公債費2億1,035万円。3款予備費50万円。歳出合計5億5,230万円。

次のページをお願いいたします。第2表、地方債。起債の目的、限度額で申し上げます。流域下水道整備事業、1億1,130万円。特定環境保全公共下水道整備事業、740万円。合計1億1,870万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができる。

以上でございます。



○日程第42 議案第39号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第42、議案第39号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 382ページをお願いいたします。議案第39号 平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算。平成27年度甘楽町後期高齢者医療特別会計の

予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,650万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成27年3月10日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。款、金額でお願いいたします。歳入。1款後期高齢者医療保険料8,074万2,000円。2款繰入金4,563万7,000円。3款諸収入9万6,000円。4款繰越金2万5,000円。歳入合計1億2,650万円。

歳出。1款総務費63万7,000円。2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,575万2,000円。3款諸支出金8万6,000円。4款予備費2万5,000円。歳出合計1億2,650万円。

以上でございます。



○日程第43 議案第40号 平成27年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第43、議案第40号 平成27年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 397ページをお願いいたします。議案第40号 平成27年度甘楽町水道事業会計予算。総則。第1条、平成27年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）号、給水戸数5,152戸、（2）号、年間総給水量162万8,400立方メートル、（3）号、1日平均給水量4,461立方メートル、（4）号、主要な建設改良事業3億1,304万5,000円。収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第1款上水道事業収益2億4,458万3,000円。第2款簡易水道事業収益1,331万7,000円。収入合計2億5,790万円。支出。第1款上水道事業費用2億1,893万2,000円。第2款簡易水道事業費用2,056万8,000円。支出合計2億3,950万円。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,444万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 2, 186 万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 3, 258 万 8, 000 円で補てんするものとする。

次のページをお願いいたします。収入。第 1 款資本的収入 2 億 297 万円。支出。第 1 款資本的支出 3 億 5, 745 万 8, 000 円。企業債。第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水池築造事業。限度額、2 億円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年 3% 以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができる。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 6 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 号、職員給与費 5, 663 万円、(2) 号、交際費 2 万円。他会計からの補助金。第 7 条、水道事業実施のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87 万 2, 000 円である。たな卸資産購入限度額。第 8 条、たな卸資産の購入限度額は、283 万 2, 000 円と定める。平成 27 年 3 月 10 日提出、甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。

◇

○散 会

◇議長（**黨 哲夫君**） 提案者の説明が終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 58 分散会